

# 入所（園）申込変更申請書兼教育・保育給付認定変更申請書

（令和 6 年度 現況確認用）

令和 年 月 日

桑名市長 宛

保護者氏名

次のとおり、桑名市保育所（園）の入所（園）申込み及び施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定を申請します。

## (1) 氏名及び住所等

申請に係る小学校 就学前子ども (1)	(フリガナ) 子どもの氏名	生年月日	保育施設名	性別
		H・R 年 月 日		男・女
申請に係る小学校 就学前子ども (2)	(フリガナ) 子どもの氏名	生年月日	保育施設名	性別
		H・R 年 月 日		男・女
申請に係る小学校 就学前子ども (3)	(フリガナ) 子どもの氏名	生年月日	保育施設名	性別
		H・R 年 月 日		男・女
保護者住所 ・連絡先	〒 現住所： 氏名 生年月日： 年 月 日 保護者電話番号： その他の電話番号：			子どもとの続柄

受付印

宛名コード

裏面あり

## (2) 変更の内容

変更のある方は、以下から変更内容を選んでください。(1～6のうち該当するものに○をして下さい)

1	求職活動	→	就労
2	就労	→	妊娠・出産
3	育児休業	→	就労
4	妊娠・出産	→	育児休業
5	住所、その他住民情報の変更		
6	その他 ( )		

変更理由

---

---

---

---

必要書類 「保育の必要性を確認する書類」として添付した場合は「省略可能」です↓

1 求職活動 → 就労・・・就労証明書	2 就労 → 妊娠・出産・・・親子(母子)健康手帳の写し ※表紙と出産予定日の記載があるページが必要です。
3 育児休業 → 就労・・・就労証明書 (産前産後休暇・育児休業復帰証明書) ※必ず、復職日の記入があるか確認してください。	4 妊娠・出産 → 育児休業・・・就労証明書 (産前産後休暇・育児休業復帰証明書) ※必ず、復職予定日の記入があるか確認してください。
5 住所等の住民情報の変更 ・変更する内容がわかる書類	6 その他の変更(転職等) ・変更する内容がわかる書類

状況に変更があった場合(転職、引越、世帯員の増減等)都度、変更申請の提出が必要ですのでご注意ください。

※ 求職・出産の方はこちらに内容確認のうえ、署名等をお願いします。

誓 約 書

令和 年 月 日

保護者 氏名

桑名市長 宛

求職・出産のいずれかに○印をつけてください。

求職	私は継続的な求職活動(起業準備も含む)を行います。一月60時間以上の就労ができなければ子ども・子育て支援法施行規則第8条第4号ロの規定により入所(園)から90日以内に退所(園)致します。
出産	私は出産後、子ども・子育て支援法施行規則第8条第1項第3号ロの規定により出産日から起算して8週間を経過する翌日が属する月の末日までに退所(園)致します。

※ 出産予定で申請される場合、支給認定期間は出産予定日を基準日として決定されますが、その後、実際に出産された日が新たな基準日になりますので、支給認定期間が変更になる場合があります(退所(園)の時期が早くなる場合があります)。出産されましたら、速やかに子ども未来課までお知らせいただきますようよろしくお願いいたします。

入所（園）申込変更申請書兼教育・保育給付認定変更申請書

（令和6年度 現況確認用）

令和 6年 5月 13日

桑名市長 宛

保護者氏名 桑名 学

次のとおり、桑名市保育所（園）の入所（園）申込み及び施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定を申請します。

(1) 氏名及び住所等

申請に係る小学校 就学前子ども (1)	(フリガナ) 子どもの氏名	生年月日	保育所 (園)名	性別
	クワナ ハナコ	H・ <b>(R)</b> 4年 7月 9日	〇〇 保育園	男・ <b>(女)</b>
	桑名 華子			
申請に係る小学校 就学前子ども (2)	(フリガナ) 子どもの氏名	生年月日	保育所 (園)名	性別
	クワナ ハルカ	H・ <b>(R)</b> 2年 9月 3日	〇〇 保育園	男・ <b>(女)</b>
	桑名 遥			
申請に係る小学校 就学前子ども (3)	(フリガナ) 子どもの氏名	生年月日	保育所 (園)名	性別
		H・R 年 月 日		男・ <b>女</b>
保護者住所 ・連絡先	〒000-0000 現住所：桑名市〇〇町〇〇番地 氏名 桑名 学 生年月日： S57年 6月 5日 保護者電話番号： 000-0000-0000 その他の電話番号：母 明美 000-0000-0000			子どもとの続柄
				父

受付印

宛名コード

裏面あり

(2) 変更の内容

変更のある方は、以下から変更内容を選んでください。(1～6のうち該当するものに○をして下さい)

1	求職活動	→	就労
2	就労	→	妊娠・出産
3	育児休業	→	就労
4	妊娠・出産	→	育児休業
5	住所、その他住民情報の変更		
⑥	その他(母:就労時間の変更)		

変更理由

母:就労時間【従前】月120時間就労・標準時間認定

→【現在】月60時間(「保育の必要性を確認する書類」に添付した就労証明書のとおり)

以下A、Bに該当する場合は変更申請対象のため(P2参照)

A 現在、短時間認定だが、父・母の就労時間がいずれも月120時間以上。

B 現在、標準時間認定だが、父・母のいずれかの就労時間が60時間以上120時間未満。

⇒「就労時間の変更」として変更届の提出が必要。提出の翌日より認定変更します。

※表紙と出産予定日の記載があるページが必要です。

<p>必要書類 「保」</p> <p>1 求職活動</p> <p>3 育児休業 → 就労・・・就労証明書 (産前産後休暇・育児休業復帰証明書) ※必ず、復職日の記入があるか確認してください。</p> <p>5 住所等の住民情報の変更 ・変更する内容がわかる書類</p>	<p>4 妊娠・出産 → 育児休業・・・就労証明書 (産前産後休暇・育児休業復帰証明書) ※必ず、復職予定日の記入があるか確認してください。</p> <p>6 その他の変更(転職等) ・変更する内容がわかる書類</p>
--	---

状況に変更があった場合(転職、引越、世帯員の増減等)都度、変更申請の提出が必要ですのでご注意ください。

※ 求職・出産の方はこちらに内容確認のうえ、署名等をお願いします。

求職・出産の場合、「該当に○印」「署名」「日付の記入」が必要です

誓約書

令和 6年 5月 13日

保護者 氏名 **桑名 学**

桑名市長 宛

求職・出産のいずれかに○印をつけてください。

求職	私は継続的な求職活動(起業準備も含む)を行います。一月60時間以上の就労ができなければ子ども・子育て支援法施行規則第8条第4号ロの規定により入所(園)から90日以内に退所(園)致します。
○ 出産	私は出産後、子ども・子育て支援法施行規則第8条第3号ロの規定により出産日から起算して8週間を経過する翌日が属する月の末日までに退所(園)致します。

※ 出産予定で申請される場合、支給認定期間は出産予定日を基準日として決定されますが、その後、実際に出産された日が新たな基準日になりますので、支給認定期間が変更になる場合があります(退所(園)の時期が早くなる場合があります)。出産されましたら、速やかに子ども未来課までお知らせいただきますようよろしくお願いいたします。